



## 資料編

---

## 環境確保条例（温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度）

気候変動の危機を回避するため、都は、早期に大幅な CO<sub>2</sub> 排出量削減を目指す取組として、2010 年度に、都内大規模事業所に CO<sub>2</sub> 排出量の削減を義務付ける「キャップ&トレード制度」を開始しました。

東京の特徴として、オフィスビル等の業務部門の消費エネルギーが全体の約 4 割と大きく、この分野での削減が極めて重要であることから、工場などの産業部門に加えて、業務部門をも対象とする都市型のキャップ&トレード制度を導入しました。これは、我が国初の制度であると同時に、世界初の都市型キャップ&トレード制度です。

制度の対象事業所は、削減義務を達成するため、自らの事業所での削減対策に加え、排出量取引で他の事業所の削減量等を調達することにより、経済合理的に対策を推進できる仕組みになっています。

2016 年 9 月末に第 1 計画期間の義務履行の期限を迎え、全ての対象事業所が総量削減義務を達成しています。

### キャップ&トレード制度の概要

対象事業所	年間のエネルギー使用量（原油換算）が 1,500kL 以上の事業所
削減計画期間	第 1 計画期間：2010～2014 年度 履行期限：2016 年 9 月末 第 2 計画期間：2015～2019 年度 履行期限：2021 年 9 月末
基準排出量	2002 年度から 2007 年度のうち連続する 3 か年度平均
削減義務率 （5 年平均）	第 1 計画期間：オフィスビル等 8%、工場等（下水道施設） 6% 第 2 計画期間：オフィスビル等 17%、工場等（下水道施設） 15%
推進体制	統括管理者、技術管理者の選任義務
不遵守時の措置	削減義務未達成の場合「義務不足量×1.3 倍」の削減命令 ⇒命令違反の場合 罰金、違反事実の公表等

東京都環境局のホームページより作成

### 当局の対象施設 22 事業所（平成 29 年 3 月現在）

- ・水再生センター・スラッジプラント（19 事業所）  
芝浦、三河島、砂町（東プラ含む）、有明、中川、小菅、葛西、落合、中野、みやぎ、新河岸、浮間、森ヶ崎（南プラ含む）、北一、北二、多摩上（八王子含む）、南多摩、浅川、清瀬
- ・ポンプ所（3 事業所）  
芝浦ポンプ所、篠崎ポンプ所、東糞谷ポンプ所

アースプラン 2010 の取組により、第 1 計画期間の総量削減義務を達成することができました。第 2 計画期間の総量削減義務を達成するために、引き続き、より効果的な温室効果ガス排出量の削減対策を実施していきます。